

---

デリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直しに伴う本協会規則の一部改正について

---

日証協 平成 23 年 2 月 1 日

本協会では、本年 1 月 31 日の持回り自主規制会議において、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正を行った。

金融庁においては、昨年 1 月 21 日に公表された「金融・資本市場に係る制度整備について」を受け、去る昨年 9 月 13 日付けで、デリバティブ取引等に係る販売勧誘について、現状の規制をより一層強化し、投資者保護の充実を図る観点から「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」を公表したところである。

本協会では、昨年 1 月 18 日に決議した、行動規範委員会における「投資者保護の徹底に向けて」を受け、協会員における適正な投資勧誘の徹底を図るための実効性ある諸施策を検討するため「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について検討してきたところである。

去る昨年 9 月 13 日付けで、金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の内容及び平成 22 年金商法政府令の改正並びに「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、投資者保護のより一層の充実を図るため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」、「金融商品仲介業者に関する規則」、「CFD取引に関する規則」及び「協会の従業員に関する規則」の一部について、改正を行うこととする。

本規則改正は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

規則の改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

## デリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直しに伴う本協会規則の一部改正について

平成23年1月31日  
日本証券業協会

### 改正の趣旨

金融庁においては、昨年1月21日に公表された「金融・資本市場に係る制度整備について」を受け、去る昨年9月13日付けで、デリバティブ取引等に係る販売勧誘について、現状の規制をより一層強化し、投資者保護の充実を図る観点から「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」を公表したところである。

本協会では、昨年1月18日に決議した、行動規範委員会における「投資者保護の徹底に向けて」を受け、協会員における適正な投資勧誘の徹底を図るための実効性ある諸施策を検討するため「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について検討してきたところである。

今般、金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の内容及び平成22年金商法政府令の改正（以下「金商法改正」という。）並びに「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、投資者保護のより一層の充実を図るため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び関連規則の一部改正を行うこととする。

### 改正の骨子

#### 1. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

##### (1) 勧誘における適合性原則の徹底

協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。）の販売を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならないこととする。【合理的根拠適合性の新設】（第3条第3項）

協会員は、特定投資家を除く個人顧客に対し、次に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該勧誘開始基準に適合したものでなければ、当該販売の勧誘を行ってはならないこととする。【勧誘開始基準の新設】（第5条の2）

イ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売

ロ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売

ハ レバレッジ投資信託に係る販売

##### (2) 顧客に対する注意喚起文書の交付

協会員は、顧客（特定投資家を除く。）と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付し、

説明しなければならないこととする。（第6条の2第1項、第3項）

イ 有価証券関連デリバティブ取引等

ロ 特定店頭デリバティブ取引等

ハ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債

ニ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託

注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならないこととする。（第6条の2第2項）

イ 不招請勧誘規制の適用がある場合にあっては、その旨

ロ リスクに関する注意喚起

ハ 指定紛争解決機関による苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先 等

### (3) 顧客からの確認書の徴求

協会員は、店頭デリバティブ取引等の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客（特定投資家を除く。）が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引等に関する確認書を徴求することとする。（第8条第2項）

イ 第3条第4項に定める重要な事項の内容

ロ 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、顧客が取引できる契約内容であること。

ハ 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

ニ 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。

ホ 勧誘した店頭デリバティブ取引等に依りなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

協会員は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客（特定投資家を除く。）が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該販売に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求することとする。（第8条第3項）

イ 第3条第4項に定める重要な事項の内容

ロ 契約により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、顧客が取引できる契約内容であること。

ハ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取

引に類する複雑な投資信託の販売に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

#### **(4) 電磁的方法による書面の交付等**

協会員は、上記(2)の注意喚起文書の交付及び(3)の確認書の徴求について、電磁的方法によりこれを行うことができることとする。（第29条）

#### **(5) その他**

上記規定に伴い、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」及び「レバレッジ投資信託」に関する定義規定を新設するなど所要の整備を行うこととする。（第2条 等）

### **2. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について**

上記1. の改正に併せ、協会員は、委託する金融商品仲介業者が有価証券等の販売の勧誘を行う場合には、「勧誘開始基準」に基づき適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならないこととする。（第6条第2項）

### **3. 「CFD取引に関する規則」の一部改正について**

#### **(1) 店頭CFD取引の「不招請勧誘の禁止」の見直し**

本規則における店頭CFD取引に対する「不招請勧誘の禁止」は、金商法改正において新たに店頭デリバティブ取引に対する勧誘規制等が課されることにより、規制が重複することから、削ることとする。（第4条第1項第1号）

#### **(2) 店頭CFD取引の「勧誘受諾意思の確認義務」等の見直し**

本規則における店頭CFD取引に対する「勧誘受諾意思の確認義務」及び「再勧誘の禁止」は、金商法改正において新たに店頭デリバティブ取引に対する勧誘規制等が課されることにより、規制が重複することから、削ることとする。（第4条第1項第2号、第3号）

上場CFD取引に対する「勧誘受諾意思の確認義務」及び「再勧誘の禁止」は現行どおり存続する。

#### **(3) 店頭CFD取引の契約締結前交付書面への追記等の見直し**

本規則における店頭CFD取引に係る契約締結前交付書面への記載事項の追記及びその説明義務は、金商法改正において新たに店頭デリバティブ取引に対する勧誘規制等が課されることにより、規制が重複することから、削ることとする。（第5条）

#### 4. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

従業員に対する禁止行為として規定している、「不招請勧誘の禁止」、「勧誘受諾意思の確認義務」、「再勧誘の禁止」及び「契約締結前交付書面の追記記載事項の説明義務」は、金商法改正において新たに店頭デリバティブ取引に対する勧誘規制等が課されることにより、規制が重複することから、「CFD取引に関する規則」と同様の改正を行うこととする。（第7条第3項第27～29号）

### Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 1 月 31 日

( 下線部分変更 )

新	旧
<p>( 定 義 )</p> <p><b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1                      〽 ( 現 行 ど お り )</p> <p>6</p> <p><u>7 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債</u>  <u>金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引若しくは商品先物取引法第 2 条第 15 項に規定する商品デリバティブ取引又はこれらと同様の効果を有する方法により償還又は利金の条件を定め組成された債券のうち、次のいずれかに掲げるものをいう。ただし、当該債券が国債証券であるもの、及び当該債券の発行体又は当該債券が単一の法人の信用状態を参照する仕組みの債券であるときにおける当該法人の信用状態の悪化により次のいずれかに掲げるものに該当する場合を除く。</u></p> <p><u>イ 償還価格が額面の額を下回る可能性のあるもの（償還価格の変動率を発行時から償還まで特定の指標又は価格（以下「基準指標」という。）の変動率にあらかじめ定めた倍率（1 倍又はマイナス 1 倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計されたものを除く。）又は自動的にデリバティブ取引の権利行使が行われること等により、他の有価証券で償還される条件があるもの</u></p> <p><u>ロ 発行時に利金が確定しておらず、償還金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動</u></p>	<p>( 定 義 )</p> <p><b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1</p> <p>〽 ( 省 略 )</p> <p>6</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>率に一致させるよう設計されたものを除く。)</u></p> <p>ハ <u>発行時に利金が確定しておらず、利金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。)</u></p> <p>ニ <u>条件により利金が0又は極めてそれに近い水準になるもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。)</u></p>	
<p>8 <u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有することとなる投資信託又はこれと同様の効果を有することとなる投資信託をいう。</u></p>	( 新 設 )
<p>9 <u>レバレッジ投資信託</u></p> <p><u>投資信託の投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を基準指標の変動率にあらかじめ定めた倍率（2倍以上又はマイナス2倍以下に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託（取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場されているもの又は上場されるもの及び前号に該当するものを除く。）をいう。</u></p>	( 新 設 )
<p>(通 則)</p> <p><b>第 3 条</b></p> <p>⌋</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>3</b> <u>協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）の販売（新規の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デ</u></p>	<p>(通 則)</p> <p><b>第 3 条</b></p> <p>⌋</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>リバティブ取引等を含む。以下同じ。）を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。</u></p>	
<p><b>4</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>3</b> ( 省 略 )</p>
<p><b>(顧客カードの整備等)</b></p>	<p><b>(顧客カードの整備等)</b></p>
<p><b>第 5 条</b> 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。<u>以下同じ。）を除く。以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条において同じ。）</u>について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p>	<p><b>第 5 条</b> 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</p>
<p>1 } ( 現行どおり )</p>	<p>1 } ( 省 略 )</p>
<p>10</p>	<p>10</p>
<p><b>2</b> } ( 現行どおり )</p>	<p><b>2</b> } ( 省 略 )</p>
<p><b>3</b></p>	<p><b>3</b></p>
<p><b>(勧誘開始基準)</b></p>	
<p><b>第 5 条の 2</b> <u>協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条において同じ。）</u>に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客</p>	<p>( 新 設 )</p>



新	旧
<p>に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。)を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る販売</li> <li>2 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に係る販売</li> <li>3 レバレッジ投資信託に係る販売</li> </ol> <p><b>(注意喚起文書の交付等)</b></p> <p><b>第 6 条の 2</b> 協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前 1 年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第 15 条第 2 項第 2 号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 有価証券関連デリバティブ取引等（金商法等府令第 116 条第 1 項第 3 号イ又はロに規定する取引を除く。）</li> <li>2 特定店頭デリバティブ取引等</li> <li>3 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債</li> <li>4 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託</li> </ol> <p><b>2</b> 前項に規定する注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不招請勧誘規制の適用がある場合にあつては、その旨</li> </ol>	<p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p>2 <u>リスクに関する注意喚起</u></p> <p>3 <u>前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務(金商法第 156 条の 38 第 11 項に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条において同じ。)を行う指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 38 第 1 項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。)による苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先</u></p> <p>4 <u>前項各号に掲げる有価証券等の販売に係る紛争解決等業務を行う指定紛争解決機関(第 3 号の指定紛争解決機関を除く。)又は定款第 78 条の 2 第 1 項に規定するところにより本協会が委託する苦情・紛争解決業務を行う特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターによる苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先(第 3 号の指定紛争解決機関が存在しない場合に限る。)</u></p> <p><b>3</b> <u>協会員は、顧客と第 1 項各号に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による前項各号に掲げる事項の説明を行わなければならない。</u></p> <p><b>4</b> <u>注意喚起文書を交付した日(この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。)から 1 年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等(第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げるもの(第 1 号に掲げるものにあつては、定款第 3 条第 5 号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。))に限る。)の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第 1 項ただし書き</u></p>	

新	旧
<p><u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>(顧客からの確認書の徴求)</b></p> <p><b>第 8 条</b> 協会員は、顧客と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、<u>当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <p><b>2</b> <u>協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引等（定款第 3 条第 5 号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等（「CFD取引に関する規則」第 3 条第 1 号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第 116 条第 1 項第 3 号イ又はロに規定する取引を除く。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下この条において同じ。）の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭</u></p>	<p><b>(顧客からの確認書の徴求)</b></p> <p><b>第 8 条</b> 協会員は、顧客（<u>特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。以下第 10 条において同じ。）</u>）と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>デリバティブ取引等に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 第3条第4項の重要な事項の内容</u></li> <li><u>2 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。</u></li> <li><u>3 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。</u></li> <li><u>4 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。</u></li> <li><u>5 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。</u></li> </ol> <p><b>3</b> <u>協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該販売に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 第3条第4項の重要な事項の内容</u></li> <li><u>2 契約により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影</u></li> </ol>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p><u>響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。</u></p> <p><u>3 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。</u></p> <p><b>（電磁的方法による書面の交付等）</b></p> <p><b>第 29 条</b> <u>協会員は、第 6 条の 2 に規定する注意喚起文書の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところにより、当該注意喚起文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。この場合において、当該協会員は、当該注意喚起文書の交付等を行ったものとみなす。</u></p> <p><b>2</b> <u>協会員は、第 8 条に規定する確認書の徴求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p><b>1</b> この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行</p>	<p><b>（電磁的方法による徴求）</b></p> <p><b>第 29 条</b> （新 設）</p> <p><b>2</b> <u>協会員は、第 8 条に規定する新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</u></p>

新	旧
<p>する。</p> <p>2 協会員は、この改正の施行日以後に有価証券等の販売に係る契約を締結しようとする場合にあつて、この改正の施行日前に、当該顧客に対し、改正後の第6条の2の例により注意喚起文書を交付しているときには、当該顧客に対し、同条の規定により注意喚起文書を交付したものとみなす。</p>	

以 上

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 1 月 31 日

( 下線部分変更 )

新	旧
<p>(投資勧誘の基本原則の徹底等)</p> <p><b>第 6 条</b> 協会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p>1                      〽 ( 現行どおり )                      4</p> <p><b>2</b> 協会員は、金融商品仲介業者が「<u>協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則</u>」第 5 条に基づき協会員が備える「顧客カード」を活用することにより、及び同規則第 5 条の 2 に定めるところ等により適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(投資勧誘の基本原則の徹底等)</p> <p><b>第 6 条</b> 協会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p>1                      〽 ( 省 略 )                      4</p> <p><b>2</b> 協会員は、金融商品仲介業者が「<u>顧客カード</u>」(「<u>協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則</u>」第 5 条に基づき協会員が備える「顧客カード」をいう。)を活用する等により適切な投資勧誘を行える態勢を整備しなければならない。</p>

以 上

「CFD 取引に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 1 月 31 日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>(定 義)</b></p> <p><b>第 3 条</b> この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 CFD 取引 次のイからニまでの要件すべてに該当する取引</p> <p>イ</p> <p>ㄎ ( 現行どおり )</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>(1)</p> <p>・ ( 現行どおり )</p> <p>(2)</p> <p>(3) 金融商品市場 (金商法第 2 条第 14 項に規定する金融商品市場をいう。) 又は外国金融商品市場 (同条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいう。) を開設する者が「CFD」又は「Contract For Difference」という表記を名称又は商品説明に用いていない取引</p> <p><b>(勧誘についての禁止行為)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p style="text-align: center;">( 削 る )</p>	<p style="text-align: center;"><b>(定 義)</b></p> <p><b>第 3 条</b> この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 CFD 取引 次のイからニまでの要件すべてに該当する取引</p> <p>イ</p> <p>ㄎ ( 省 略 )</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>(1)</p> <p>・ ( 省 略 )</p> <p>(2)</p> <p>(3) 金融商品市場 (金商法第 2 条第 14 項に規定する金融商品市場をいう。) 又は外国金融商品市場 (同条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいう。<u>以下同じ。</u>) を開設する者が「CFD」又は「Contract For Difference」という表記を名称又は商品説明に用いていない取引</p> <p><b>(勧誘についての禁止行為)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>1 <u>店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為 (協会員が継続的取引関係にある顧客 (既にデリバティブ取引 (金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)) を行うための口座が開設さ</u></p>



新	旧
<p>1 <u>CFD取引契約（店頭CFD取引契約を除く。次号において同じ。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為</u></p> <p>2 <u>（ 現行どおり ）</u></p> <p>2 前項の規定は、前項各号に掲げる行為の相手方が金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の4第6項において準用する金商法第34条の3第4項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）である場合には、適用しない。</p> <p>（ 削 る ）</p>	<p><u>れている者又は基本契約が締結されている者で、かつデリバティブ取引の実績のある者に限る。）に対し、店頭CFD取引契約の締結の勧誘をする行為を除く。）</u></p> <p>2 CFD取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為</p> <p>3 （ 省 略 ）</p> <p>2 前項の規定は、前項各号に掲げる行為の相手方が金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の4第6項において準用する金商法第34条の3第4項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。<u>以下同じ。</u>）である場合には、適用しない。</p> <p><b>（契約締結前交付書面の記載事項の追記）</b></p> <p><b>第5条</b> <u>協会員は、店頭CFD取引契約の締結をしようとする場合で、金商法第37条の3第1項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）を交付するときには、当該書面に、金商法第37条の3第1項第1号から第6号まで並びに金商業等府令第82条各号及び第93条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>1 <u>当該協会員が顧客を相手方として行う店頭CFD取引に係るリスクを減少させる目的で行う取引（以下「カバー取引」という。）について、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</u></p> <p>イ <u>カバー取引が取引所金融商品市場（金商法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）又は外国金</u></p>

新	旧
	<p><u>融商品市場において行われる場合 当該カバー取引に係る取引所金融商品市場の商号若しくは名称又は外国金融商品市場を開設する者の商号若しくは名称を当該外国金融商品市場が開設されている国若しくは地域において使用されている言語により表示したもの及びそれを日本語により翻訳して表示したものと並びに監督を受けている外国の当局の名称</u></p> <p><u>ロ イに該当しないカバー取引の場合 当該取引の相手方となる他の金融商品取引業者等その他の者（以下「他の業者等」という。）の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに他の業者等が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称</u></p> <p><u>2 顧客が行う店頭 CFD 取引で当該協会が媒介、取次ぎ又は代理を行う場合の当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の業者等の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに他の業者等が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称</u></p> <p><u>3 店頭 CFD 取引に関し、協会が顧客から預託を受けた保証金又は有価証券（以下「証拠金等」という。）及び顧客の計算に属する金銭及び金融商品の価額に相当する財産について、その管理方法及び預託先</u></p> <p><u>2 協会員は前項各号で定めた事項を記載した契約締結前交付書面又はこれに係る契約変更書面（金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号ロに規定する契約変更書面をいう。）の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。以下この項において同じ。）に対して、当該事</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>新</b></p> <p><b>(ロスカット取引の管理態勢)</b></p> <p><b>第 5 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 前項の管理態勢は、次の各号を満たしたものであるとする。</p> <p>1 店頭 CFD 取引ごとに、第7条に定める要件を満たした上で、顧客の損失が証拠金等 <u>(協会員が顧客から預託を受けた保証金又は有価証券をいう。)</u> を上回ることがないように、価格変動リスク及び流動性リスク等を勘案して、ロスカット水準を定めること。</p> <p>2</p> <p>〽 ( 現行どおり )</p> <p>5</p> <p><b>3</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>(ロスカット判定の間隔)</b></p> <p><b>第 6 条</b></p> <p>〽 ( 現行どおり )</p> <p><b>(取引状況の報告)</b></p> <p><b>第 10 条</b> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>項について顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭 CFD 取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、店頭 CFD 取引契約を締結してはならない。</u></p> <p><b>(ロスカット取引の管理態勢)</b></p> <p><b>第 6 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 前項の管理態勢は、次の各号を満たしたものであるとする。</p> <p>1 店頭 CFD 取引ごとに、第8条に定める要件を満たした上で、顧客の損失が証拠金等を上回ることがないように、価格変動リスク及び流動性リスク等を勘案して、ロスカット水準を定めること。</p> <p>2</p> <p>〽 ( 省 略 )</p> <p>5</p> <p><b>3</b> ( 省 略 )</p> <p><b>(ロスカット判定の間隔)</b></p> <p><b>第 7 条</b></p> <p>〽 ( 省 略 )</p> <p><b>(取引状況の報告)</b></p> <p><b>第 11 条</b> ( 省 略 )</p>

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 1 月 31 日

( 下線部分変更 )

新	旧
<p><b>( 禁 止 行 為 )</b></p> <p><b>第 7 条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>3</b> 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 } ( 現行どおり )</p> <p><b>25</b></p> <p><b>26</b> 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。以下次号及び第 28 号において同じ。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項に</p>	<p><b>( 禁 止 行 為 )</b></p> <p><b>第 7 条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>2</b> ( 省 略 )</p> <p><b>3</b> 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 } ( 省 略 )</p> <p><b>25</b></p> <p><b>26</b> 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。))第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。以下次号から第 30 号までにおいて同じ。)に対して、当該乗換えに関する</p>

新	旧
<p>ついて説明を行わないこと。 ( 削 る )</p> <p><u>27</u> C F D取引契約(C F D取引に関する規則第3条第3号に規定するC F D取引契約(同条第4号に規定する店頭C F D取引契約を除く。))をいう。以下同じ。)の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること。</p> <p><u>28</u> ( 現行どおり ) ( 削 る )</p> <p><u>29</u> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p>	<p>重要な事項について説明を行わないこと。</p> <p><u>27</u> <u>店頭C F D取引契約(「C F D取引に関する規則」(以下「C F D取引規則」という。)第3条第4号に規定する店頭C F D取引契約をいう。以下同じ。))の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭C F D取引契約の締結の勧誘をすること(協会員が継続的取引関係にある顧客(既にデリバティブ取引(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。))を行うための口座が開設されている者又は基本契約が締結されている者で、かつデリバティブ取引の実績のある者に限る。))に対し、店頭C F D取引契約の締結の勧誘をする行為を除く。))。</u></p> <p><u>28</u> C F D取引契約(C F D取引規則第3条第3号に規定するC F D取引契約をいう。以下同じ。)の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること。</p> <p><u>29</u> ( 省 略 )</p> <p><u>30</u> <u>C F D取引規則第5条第1項各号に規定する事項を記載した契約締結前交付書面(金商法第37条の3第1項に規定する書面をいう。))又はこれに係る契約変更書面(金商業等府令第80条第1項第4号ロに規定する契約変更書面をいう。))の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、当該事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭C F D取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、店頭C F D取引契約を締結すること。</u></p> <p><u>31</u> ( 省 略 )</p>

新	旧
この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。	

以 上

「デリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直しに伴う本協会規則の一部改正について（案）」に対するパブリック・コメントの結果について

平成 23 年 1 月 31 日  
日本証券業協会

本協会では、デリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直しに伴う本協会規則の一部改正について、平成 22 年 12 月 13 日から平成 23 年 1 月 6 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（110 件、23 社・4 名）及び意見に対する考え方は、以下のとおりであります。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」			
●全般			
1	全般	<p>デリバティブとそれを含む商品・取引（以下商品）、並びにレバレッジのかかった商品は、リスクが高く、仕組みが複雑で、基本的には、不招請勧誘とミスマッチな商品と思います。したがって、この問題を議論するに当たっては、基本的には、一般顧客（以下顧客）は、現在市場で販売されているデリバティブ商品を理解できない、だから不招請勧誘をしてはいけない、もし顧客に売るなら、顧客が理解できるシンプルな、そして顧客がリスクを受容できる程度のローリスク商品の開発が不可欠であるという認識が必要です。現在、そうした商品がないまま、不招請勧誘が行われているのは、変則的な事態であり、事業者側の事情が優先している、顧客は、実は、デリバティブ商品の不招請勧誘を必要としてはいないといった、厳しい認識が必要です。顧客に売ってもいい商品は何か、どう開発するかという、商品規制の問題も視野に、自主規制を構築することが必要だと思います。</p>	<p>デリバティブを含む商品・取引の中には、リスクが高く、仕組みが複雑なものがあるのは、御指摘のとおりであります。</p> <p>よって、今般、規則改正において、店頭デリバティブ取引に類する複雑な商品・取引を定め、協会員が当該商品・取引等を販売するに当たっては、当該商品・取引等についての特性やリスクを十分に把握し、当該商品・取引等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならないとする「合理的根拠適合性」や一定の基準に適合した者でなければ、当該商品・取引の販売の勧誘を行ってはならないとする「勧誘開始基準」を導入するなどにより、協会員に対し、適切な対応を図るよう求めているものであります。</p>
2	全般	定義規定を新設すること自体は必要	御指摘のとおり、規則の潜脱が生じる

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		なことであろうが、万が一にも潜脱を許すことのない柔軟な規則足り得るように、幅広い定義規定を目指すことが望ましい。	こととならないよう、周知徹底を図って参ります。
●定義			
3	第2条 第7号	<p>顧客へ支払う利金が0と当初から設計されており、かつ償還価格の変動率を発行時から償還まで特定の指標又は価格の変動率にあらかじめ定めた倍率（1倍又はマイナス1倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計された債券を、デリバティブ取引に類する仕組債に該当しないとしてほしい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>顧客へ支払う利金が0と当初から設計されており、かつ償還価格の変動率を発行時から償還まで特定の指標又は価格の変動率にあらかじめ定めた倍率（1倍又はマイナス1倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計された債券で運用する投資信託があるが、デリバティブ取引を直接行っているわけではなく、分配金のない投信の商品性と同種であり、規制対象とするべきではないと考えるため。</p>	御質問の債券についての詳細が明らかではありませんが、第2条第7号で規定する条件に合致しないものは「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」に該当しないと考えております。
4	第2条 第7号	第2条第7号で定義される「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」について、第2条第7号のイ～ニのいずれかに該当するものとの定義である一方、参考資料である「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」では、別の観点（例えば、商品タイプ、スキーム）が示されており、会員において判別が容易にできるよう整理していただきたい、また会員において判別が困難である商	<p>参考資料は、協会員における規則の理解に資する目的で作成しており、ガイドラインにも添付する予定であります。</p> <p>また、判別が困難な複雑な商品があるのであれば、本協会までお問合せいただければと考えております。</p>



項番	該当条文	意見	考え方
		品の場合の問い合わせ体制を構築していただきたい。	
5	第2条 第7号	単一法人の信用状態を参照する仕組債は、「複雑な仕組債」ではないという理解でよいか。	「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであると考えられますが、単一法人の信用状態を参照するのみでは「複雑な仕組債ではない」とまでは言えないと考えております。
6	第2条 第7号	条件ロ～ニにおいて、「金利指標」という単語を使用しているが、「複雑な仕組債」の判定表にある「金融指標」に統一した方がよいのではないかと。	「金利指標」は Libor 等の金利に関する指標を指しており、株価指数等を含む「金融指標」とは異なるものであると考えております。
7	第2条 第7号	「特定の指標又は価格（基準指標）」は、新聞等のメディアにより容易に取得できる類のものに限定されず、業者が独自に開発したような指標等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。 また、同号ただし書きについて、「単一の法人の信用状態を参照する仕組みの債券」には、いわゆるシングル・ネームのクレジット・リンク債やリパッケージ債が含まれると理解してよろしいでしょうか。	「特定の指標又は価格（基準指標）」については、御理解のとおりです。 ただし、顧客がその価格変動の仕組や価格等を容易に知りえないような基準指標を参照する仕組となつている仕組債等を販売するに当たっては、今回の規則改正の趣旨を御理解いただき、第3条第3項で規定する合理的根拠適合性に関する事前審査を十分に行う等、慎重な取扱いが望まれます。 「いわゆるシングル・ネームのクレジット・リンク債やリパッケージ債」がどのようなものであるか明らかではありませんが、但し書きの条件に合致しているのであれば、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」に該当しないと考えております。
8	第2条 第7号 ロ	「複雑な仕組債」から除かれるものとして、「金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたもの」とあるが、例えば、利率=Libor/2の債券は、	御質問の債券が「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」に該当するかどうか第2条第7号ロに該当するかどうかのみが問題となるのであれば、御

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>複雑な仕組債に当たらないという理解でよいか。</p> <p>金利指標に対して単純に何倍、あるいは何分の1で利率を算出する場合、当該利率の変動率は金利指標の変動率に一致することになるが、本条の趣旨に照らしてこの場合は「複雑な仕組債」から除外されるか否かを確認したい。</p>	<p>理解のとおりであると考えます。</p> <p>ただし、金利指標に対する倍率が著しく大きい場合等は、今回の規則改正の趣旨を御理解いただき、第3条第3項で規定する合理的根拠適合性に関する事前審査を十分に行う等、慎重な取扱いが望まれます。</p> <p>なお、「金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計された」には、Libor± のようなタイプのもの（いわゆるフローター債）も含まれると考えますが、この場合も 値の大きさ等を勘案し、上記と同様に慎重な取扱いがなされることが望ましいと考えております。</p>
9	第2条第7号ニ	<p>「条件により利金が0又は極めてそれに近い水準になるもの」について、「0に近い水準」か否かの判断は一定の基準が規則上定められるわけではなく、各社の基準にゆだねられているという理解でよいか。</p>	<p>販売時の金利実勢（相当する年限の国債利回りやLibor等）や債券の条件による金利の変動幅等を総合的に勘案して判断することとなると考えております。</p> <p>なお、単にフロア条件を付したことをもって、該当しないという訳ではないことに御留意いただきたいと考えております。</p>
10	第2条第7号ニ	<p>「利金が0又は極めてそれに近い水準」とあるが、極めてそれに近いかどうかの判断は、各社の判断でよいということか。それとも具体的な水準のイメージがあるのか。</p>	
11	第2条第7号ニ	<p>「条件により利金が0又は極めてそれに近い水準となるもの」とあるが、「極めて0に近い水準」とは、具体的にはどの程度の水準を想定しているのか。例えば、残存年限に対して低クーポン債の基準を超えていればこれにあたらないと理解していいか。</p>	
12	第2条第7号	<p>改正案の「条件により利金が0又は極めてそれに近い水準になるもの」の「極</p>	

項番	該当条文	意見	考え方
	二	<p>めてそれに近い水準」とは、「一般的な市場金利（相当する年限の国債利回りや Libor 等）と同等であれば該当しない」ことを明記してほしい。</p> <p><b>【理由】</b> 判定基準を明確にするため。</p>	
13	第2条第8号	<p>「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」については、ワーキンググループで判別基準を作成されていますが、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投信」の判別基準についてはどう考えればよろしいか。投信協会で基準を作り各投信委託会社が該当ファンドについては販売証券に対し明示又は目論見書上に注意喚起文書を記載すると考えてよろしいのか。</p>	<p>「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」は、規則において、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有することとなる投資信託又はこれと同様の効果を有することとなる投資信託をいう。」としております。</p> <p>該当する投資信託としては、例えば、いわゆるノックイン投資信託（対象指数等が一定の水準であれば、元本を確保する仕組であるが、ある一定の水準を超えた場合に、償還価額が対象指数等の値動きを反映するようになることにより、元本を確保しなくなる等の商品性を有する投資信託）などを想定しております。</p>
14	第2条第8項	<p>何が「複雑な投資信託」になるかの例示がされていないが、仕組債と同じく参考となる例示が必要ではないか。例えば、為替予約を利用しているだけでは複雑な投資信託には当たらないと考えるがどうか。</p>	<p>また、仕組債であれば、規制対象となるものの、当該仕組債と同様の効果を有する投資信託を組成することにより、規制逃れとなることを防止する観点から、当該仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の効果を有することとなる投資信託も規制の対象としております。</p>
15	第2条第8号	<p>自社の取扱う投資信託が「勧誘における適合性原則の徹底」、「注意喚起文書の交付」及び「確認書の徴求」を図る必要のある「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の定義に該当するか否かの判断については、前提としてその投資対象が「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であるかどうか、項目ごとに該当性の確認を行うものと考えているが、「当該仕組債と同様の商品性を有することとなる投資信託又はこれと同様の効果を有することとなる投資信託」</p>	<p>なお、御質問にある「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」であるか否かの判断は、協会員で判断することであるとと考えております。組成する委託会社と詳細につき確認しながら、御判断いただきたいと思いますと考えております。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>が想定する範囲についてはどのように考えるべきか。具体的に言うならば、今般の規制の改正趣旨から鑑みるに、通貨選択型のような投資信託も含まれるものとの理解でよいか。</p>	
16	第2条 第8号	<p>弊社では、ファンド連動債を通じて外国籍投資信託（UCITS投信）に投資する国内籍投資信託（公募）の組成を検討していますが、そのファンド連動債は、以下のように専ら当該外国籍投資信託と国内籍投資信託の仕組み上の違いを補完する目的のものであり、そのリスクの本質を勘案するに、今回の御協会規則の一部改正における「複雑な仕組債」に該当するものではないと思料いたします。</p> <p>当該ファンド連動債の主な特徴は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該ファンド連動債は、外国籍投資信託（UCITS投信。以下、「参照ファンド」といいます。）と国内籍投資信託における日々の流動性（買付・解約（買戻し）時）の仕組み上の違いを補完することを目的としています。具体的には、参照ファンドにおいては、買付・解約（買戻し）の申込みから起算して「T+5」で約定となるのに対し、国内籍投資信託においては、「T+2」となっており、この違いを補完します。</li> <li>2) 当該ファンド連動債は、店頭デリバティブ取引は内包しておりません。</li> <li>3) 当該ファンド連動債は、参照ファンドに概ね1倍で連動します。なお、ファンド連動債の償還価格が額面の額を下回る可能性があります。これは、参照ファンドの運用成果（パフォ</li> </ol>	<p>「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>本件については、詳細が明らかではありませんが、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」に該当しない債券により運用している投資信託であるならば、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」には該当しないと考えております。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>ーマンス) に連動するためです。</p> <p>4) 参照ファンドの日々の価格は、情報端末等で入手・確認が可能です。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>上記意見でも申しましたが、本ファンド連動債は、内外の投資信託の技術的なギャップを埋めることを目的としたものであり、それ自体で新たなリスクをとるものではありません。</p> <p>また、「参考3ーデリバティブ取引に類する複雑な仕組債」のケース No. 7において、「価格が設定当初から償還まで、特定の指標にレバレッジ無く連動するものを除く。」とありますが、上記⑤のファンド連動債を組み込んだ投資信託は、店頭デリバティブ取引は内包しておらず、また、参照ファンドの日々公表されるパフォーマンス（特定の指標）にレバレッジ無く連動する仕組みとなっており、当該投資信託は、第2条第8号、第5条の2第2号および同第6条の2第1項第4号に規定されている「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」には該当しないと思料するからです。</p>	
17	第2条第8号	<p>第2条第8号で定義される「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」について、「仕組債と同様の商品性を有する投資信託又はこれと同様の効果を有することとなる投資信託」となっており、参考資料である「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」の具体例を参照する形になっています。</p> <p>一方で、投信協会の定義する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」はノックイン型投信のみを規定して</p>	<p>本協会では、(社)投資信託協会とも自主規制において連携を取って対応しているところであり、御指摘の「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の定義についても、同様の内容で対応しているものと理解しております。</p> <p>仮に、判別が困難な複雑な商品があるのであれば、本協会までお問合せください。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>おり定義する範囲が狭くなっているように読めます。販社は投信協会の正会員ではないですが、投信協会の定義する範囲を優先して問題ないでしょうか。</p> <p>また、販社が、投信協会の範囲を適用できるとした場合、投信協会が所管しない外国籍投信で店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託があった場合の判断は、貴協会の定義する範囲で判断するということになるでしょうか。</p>	
18	第2条 第8号	<p>「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債で運用しているが、当該仕組債と同様の商品性を有しない投資信託（例えば、100%元本確保での償還が予定されていない仕組債を運用対象とするが、投資信託自体は満期償還時の100%元本確保を予定する商品となっているもの）」については、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当しないことを明記してほしい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>運用対象に仕組債を組み込んでいても、条件なしで満期償還時に100%元本確保を予定する投資信託は、商品性が複雑ではないため、規制対象とはならないことを確認したい。</p>	<p>「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>御質問の投資信託についての詳細が明らかではありませんが、運用対象となる仕組債が「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有することとなる投資信託であれば、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当すると考えております。</p>
19	第2条 第8号	<p>通貨選択型ファンド（投資対象資産の価値に加え、投資家が選択した通貨でヘッジを行うことで、当該通貨の為替相場、および投資対象資産の通貨と選択した通貨の金利差によるヘッジプレミアム/ヘッジコストが損益に反映される投資信託）は、ここで言う「複雑な投資信託」に当たるか。</p>	<p>「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>御質問の投資信託についての詳細が明らかではありませんが、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有することとなる投資信託に</p>

項番	該当条文	意見	考え方
			<p>該当するのであれば、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当すると考えております。</p>
20	<p>第2条 第8号 及び 第9号</p>	<p>ストップ・ロス等の条件を設定することにより、投資金額を上回る損失の可能性のない「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」および「レバレッジ投資信託」については、これらの条項の対象から除外していただきたい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>金融庁が平成22年9月13日に公表した「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の1.見直しの方針(1)①において、「レバレッジが高いこと等、投資金額を上回る思いがけない損失を被ることがないか、といった商品性」という点を言及しているところから、金融規制当局の考え方は、「投資金額を上回る損失のおそれ」のある商品についての勧誘規制の強化を主として意図していると考えます。</p> <p>この趣旨から考えると、今回の自主規制の改正の目的は、法令による不招請勧誘規制の見直しの対象外となる商品について自主規制で対応するというものであるから、「投資金額の範囲内での損失に限定される商品」までも今回の自主規制の改正で対象にしようとする事は、金融当局の規制強化の目的の射程範囲を超えてしまう感がある。</p> <p>したがって、今回の自主規制の改正の対象となる商品の範囲は、投資金額を上回る思いがけない損失を被る可能性のある商品に限定し、ストップ・ロス等の条件設定により、投資金額を上回る損失の可能性のないものについては、除外す</p>	<p>「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、ストップ・ロス等の条件を設定することにより投資金額を上回る損失の可能性がないことのみをもって、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」ではないとすることはできないと考えます。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		べきであると考えます。	
21	第2条 第8号 及び 第9号	<p>これら条項により規制される「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」および「レバレッジ投資信託」の定義ならびに範囲について、業界としての統一的な見解ないしは具体的な指針（ガイドライン）を示していただきたい。</p> <p><b>【理由】</b> 協会の対応が各社まちまちであることは、顧客に混乱を生じるおそれがあるため。</p>	<p>「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、当該対象となる投資信託としては、例えば、いわゆるノックイン投資信託（対象指数等が一定の水準であれば、元本を確保する仕組みであるが、ある一定の水準を超えた場合に、償還価額が対象指数等の値動きを反映するようになることにより、元本を確保しなくなる等の商品性を有する投資信託）などを想定しております。</p> <p>また、仕組みであれば、規制対象となるものの、当該仕組みと同様の効果を有する投資信託を組成することにより、規制逃れとなることを防止する観点から、当該仕組みと同様の効果を有することとなる投資信託も規制の対象としております。</p> <p>なお、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」であるか否かの判断は、協会で判断することであると考えております。組成する委託会社と詳細につき確認しながら、御判断いただきたいと考えております。</p>
22	第2条 第9号	<p>パブリック・コメント案においては、「レバレッジ投資信託」に対する販売・勧誘規制も一部導入されているが、この投資信託の範囲には、マイナス1倍のベア型の投信は含まれていないということでしょうか。含まれていないということであれば、ブルベア型の投信において被害が多発していることも念頭においた上で、どのような理由で適用対象外とし</p>	<p>今回の検討は、取引の内容を顧客に説明を尽くしたとしても理解を得られない可能性のあるものを複雑なものであると整理し、当該取引について、勧誘規制等を導入するものであります。</p> <p>御質問のブルベア型投資信託についても、検討を行い、取引として複雑なものではないが、レバレッジに係ることなどにより、一般の投資信託よりも値動き</p>



項番	該当条文	意見	考え方
		<p>たかお示しいただきたい。</p> <p>また、定義の中で、「取引所金融市場に上場されているもの」を除いているが、これは米国等で活発に取引されているブルベア型のETFについては、規制の対象範囲外となるということか。これは、現状、日本においてはそのようなETFが存在しておらず、上場された際に改めて議論・見直しをするため、今回はあえて除いているという趣旨でよいか。（仮に本件パブコメ案においてもブルベア型のETFについても想定し、検討した上で除外しているということであれば、リスクとしては店頭取引と上場取引では差がないため、不十分な規制となるのではないか。）</p>	<p>が激しくなる可能性があることから、別途、規制を導入すべきとの結論に至り、勧誘開始基準等を導入することとしました。</p> <p>また、上場ETFについても検討いたしましたが、現状、ETFは、上場基準において、「投資信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させること」と規定されており、「株価指数等の数倍程度に連動」するETFは、上場できないこととなっております。</p> <p>なお、予めレバレッジを掛けた株価指数を開発し、当該指数の変動率に一致させるよう運用するETFも考えられますが、当該ETFを現在上場されているETFと比較した場合、指数の動き方は、異なるものの、現在上場されているETFと同様のリスクしか発生しないとも考えられます。</p> <p>ブルベア型のETFに限らず、規制が必要であると判断されるに至る事象等が発生する又は発生することが想定される場合には適宜、検討して参ります。</p>
23	第2条第9号	<p>レバレッジ投資信託については、第5条の2により勧誘開始基準の対象となるものの、注意喚起文書の交付（第6条の2第1項）や確認書の徴求（第8条第3項）の対象となっておりませんが、それぞれ対象となっている「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」と取り扱いで差を設けている背景は何でしょうか。</p>	<p>今回の検討は、取引の内容を顧客に説明を尽くしたとしても理解を得られない可能性のあるものを複雑なものであると整理し、当該取引について、勧誘規制等を導入するものであります。</p> <p>御質問のレバレッジ投資信託については、取引として複雑なものではないが、レバレッジに係ることなどにより、一般の投資信託よりも値動きが激しくなる可能性があることから、別途、規制を導入すべきとの結論に至り、勧誘開始基準等を導入することとしました。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
24	第2条 第9号	<p>「取引所金融商品市場に上場されているもの又は前号に該当するものを除く。」とあるが、「取引所金融商品市場に上場されているもの及び取引所金融商品市場への上場が予定されているもの（上場されることが当該取引所金融商品市場により公表又は承認されているものに限る。）並びに外国の取引所金融商品市場に上場されているもの、又は前号に該当するものを除く。」としていただきたい。</p> <p><b>【理由】</b> ETF を除外するための記述であるが、国内取引所に上場予定であるもの（公表されているもの）及び外国市場に上場しているものについても同様となるようにしていただきたい。</p>	御指摘を踏まえ、規定を修正いたします。
25	第2条 第9号	<p>同条定義に取引所金融市場に上場しているものは除かれているが、海外金融市場に上場のETFも国内上場に準じて除かれているとの解釈でよいか。</p> <p>仮に、除かれているのであれば、その旨を明記していただきたい。</p> <p>また、除かれていないのであれば国内上場と同様の基準で除いていただきたい。</p>	
26	第2条 第9号	同号の除外規定にある「取引所金融市場に上場されているもの」でいう「取引所金融市場」には、外国の取引所金融市場も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	
27	第2条 第9号	算出に当たり、対象となる資産等の価値の変動率に2倍以上もしくはマイナス2倍以下のレバレッジのかかった基	御質問の投資信託についての詳細が明らかではありませんが、予めレバレッジを掛けた株価指数を開発し、当該指数

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>準指標にレバレッジ無しで連動する投資信託は、ここでいうレバレッジ投資信託に該当するか。</p> <p>この場合、インデックス自体にレバレッジがかかっているものの、投資信託の基準価格とインデックスの間ではレバレッジがかかっていないが、本条の趣旨に照らしてこの場合は「レバレッジ投資信託」から除外されるか否かを確認したい。</p>	<p>の変動率に一致させるよう運用する投資信託については、レバレッジ投資信託には該当しないと考えております。</p> <p>ただし、今回の規則改正の趣旨を御理解いただき、第3条第3項で規定する合理的根拠適合性に関する事前審査を十分に行う等、慎重な取扱いが望まれます。</p>
●合理的根拠適合性			
28	第3条 第3項	<p>1. 合理的根拠適合性の新設は、極めて重要であり、「・・・適合する顧客が想定できないものは、販売してはならないこととする。」というように、商品規制、販売の禁止の視点を、強く前面に打ち出したことは高く評価します。</p> <p>2. 上記1の後に、事業者には、適合性原則の徹底のみならず、指導・助言義務があることを入れることを望みます。</p> <p><b>【理由】</b>最高裁平成17年7月14日判決の裁判長の補足意見として、顧客が「リスクをコントロールすることができなくなる恐れが認められる場合には、これを改善、是正させるため積極的な指導、助言を行うなどの信義則上の義務を負う」との見解が示されて以来、多くの判決で（例：大阪地裁平成21年3月4日判決等）、この指導・助言義務が事業者に課されていることが言及されている。</p> <p>3. 続いて、次を新設し、上記1、2の徹底のために、またさらに基本の基本として、事業者が真に商品を理解して売ることができるように、役員・従業</p>	<p>御指摘のとおり、協会員が自らの社員を教育することは、本協会の自主規制においても重視しているところであり、本協会においても、具体的な事案を取り上げるなどして、義務研修を行っているところであります。</p> <p>なお、御指摘を踏まえ、ガイドラインにおいて、十分な社員教育を実施する等により、適切な投資勧誘が行われるよう留意する必要がある旨、記載することといたします。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>員を教育することを、各事業者ならびに協会に義務付ける一文を入れることを望みます。事業者さえ理解できずに売っているという事実が、判決でも、行政処分でも認定される事態となっている現実に鑑み、こうした一文を入れることは、時宜にかなっていると思います。</p>	
29	第3条 第3項	<p>「当該協会員にとって新たな有価証券等（省略）の販売（省略）を行うに当たっては、」</p> <p>この部分の解説において、当該協会員がそれまで販売したものと同様なものも、あらためて吟味しなおすことを求める趣旨を明確にする必要があります。さもないと、これまで販売されてきたものと同様なものが今後も同様に販売され続けることになり、新たな規制を設ける意味がありません。</p>	<p>合理的根拠適合性については、御指摘を踏まえ、ガイドラインにおいて、「例えば、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について、従来の社内体制において、一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有する有価証券等であることが確認されていないと認められる場合（販売対象先の検討が行われていない場合等）は、改めて検証を行うことが考えられます。」旨、記載することといたします。</p>
30	第3条 第3項	<p>「当該協会員にとって新たな有価証券等（省略）の販売（省略）を行うに当たっては、」</p> <p>「当該協会員にとって新たな有価証券等」は、当該協会員がそれまで販売したものと類似のものであっても、あらためて吟味しなおすよう求めるべきである。</p>	
31	第3条 第3項	<p>ここで「当該協会員にとって新たな有価証券等（省略）の販売（省略）を行うに当たっては」とありますが、これについては、当該協会員がこれまでに販売したものと同様なものについても、その対象とするという趣旨を明確にする必要があります。</p> <p>【理由】</p>	

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		<p>これまで販売されてきたものについて、多くの被害が発生しているのであり、これらと同じようなものについても規制を加えるということでない、新たな規制を設ける意味がありません。</p>	
32	第3条 第3項	<p>「当該金融商品が少なくとも一定の投資家に対して販売するに足りる金融商品であることを事前検証する」とありますが、</p> <p>当社のような中小証券では、自社ですべて行うことは困難であります。事前検証を行う部門についても、営業部門以外はコンプライアンス部門しかないため、牽制機能をはたらかすことが困難な状況であります。そこで、「母店への委託」、または「母店に順ずる取扱い」等による対応が出来ないのでしょうか。</p>	<p>有価証券等のリスク等の正確な把握や当該有価証券等に適合する顧客として想定される対象顧客の範囲について、当該有価証券等の組成者やいわゆる卸元である金融商品取引業者等の協力を得ることはあり得ることだとは考えますが、販売者となる協会員が、販売する有価証券等を知り、一定の顧客にとって投資対象としての適合性を有するものであることを確認することが、制度の趣旨であることから、事前確認は販売会社自身が行うべきものと考えられます。</p>
33	第3条 第3項	<p>第3条第3項の対象取引は、「新たな有価証券等」と規定されているが、これは施行日以降新たに販売を開始する有価証券等を対象にしており、既に販売を行っている商品まで、改めて検証を行う必要はないと理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>ただし、合理的根拠適合性については、ガイドラインも併せて御確認ください。(No29～31など参照)</p>
34	第3条 第3項	<p>施行日（平成23年4月1日）以降に販売を開始する商品のみ適用されるという理解で良いか。</p>	
35	第3条 第3項	<p>「新たな有価証券等(有価証券、・・・)」の「新たな」の意味について確認したい。従来からの取扱いにない「新たなスキーム」という意味か、それとも新発債あるいはこれから販売する有価証券という意味か。後者の意味だとした場合、カッコ内に「有価証券」とあるので、国債をはじめ、すべての債券が対象となつてし</p>	<p>当該協会員にとって新たな有価証券等から対象になると考えております。</p> <p>具体的には、例えば、既に販売している株式や個人向け国債等を、再度、銘柄ごとに個々に検証することを求める趣旨ではありません。</p> <p>ただし、投資信託や債券にあっては、様々なスキームの商品があることから、</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>まう。すべての銘柄について、銘柄ごとに合理的根拠適合性を検証し、記録を残すことになるのか。どのような解釈をすべきかにより、負荷の大きさが全く異なり、事務フローも大きく変わってくる。</p>	<p>既に販売しているものの判断は、当該有価証券等の商品性などにより、個別具体的に判断されることとなると考えます。</p> <p>また、協会員において販売している有価証券等の商品性等により、検証すべき内容も異なると考えます。</p> <p>具体的には、ガイドラインを御確認ください。</p>
36	第3条 第3項	<p>「当該証券の特性やリスクを十分に把握し」</p> <p>「特性」は、構造まで踏み込んだものであることを明確にする必要があります。そうでないと、次に延べるコストの把握ができませんので、販売する合理的根拠があるのかの判断もできません。</p> <p>「特性やリスク」に加えて、「顧客にとってのコスト」（関係者の手数料）も把握の対象として掲げるべきです。「顧客にとってのコスト」とは販売者や組成者が取得する手数料等の金員であり、協会員は、販売等により自らが取得する金額だけでなく、組成者や発行者などの関係者が取得する金額も把握する必要があります。その仕組み商品が「手数料のかたまり」でリスクに見合ったリターンを得られないものである場合、このような「顧客にとってのコスト」の把握によって初めてそのことが数値的にわかります。</p>	<p>合理的根拠適合性については、ガイドラインの中で、特性やリスクの把握方法として、リスクの種類と大きさや費用とパフォーマンスを検証する旨、記載しております。ガイドラインを御確認ください。</p>
37	第3条 第3項	<p>「当該有価証券に適合する顧客が想定できないものは販売してはならない」とありますが、リスクに見合うリターンのない商品は、誰にも売ってはいけないという趣旨を明示すべきです。</p> <p><b>【理由】</b></p>	<p>合理的根拠適合性については、ガイドラインの中で、「合理的根拠適合性」とは、どのようなことを指すのか等について、より具体的に記載しております。ガイドラインを御確認ください。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>合理的根拠適合性の判断は、その特性やリスクに合う顧客がいるか、という判断をすることではありません。リスクに見合うリターンのない商品は、合理的根拠がそもそもないので、誰にも売ってはいけないという意味です。ここでもその趣旨を明示すべきです。</p>	
38	第3条 第3項	<p>「当該有価証券に適合する顧客が想定できないものは販売してはならない」</p> <p>合理的根拠適合性の判断は、その特性やリスクに合う顧客がいるか、という判断をすることではありません。リスクに見合うリターンのない商品は、合理的根拠がないのだから誰にも売ってはいけないという意味です。したがって、その趣旨を明示すべきです。</p>	
39	第3条 第3項	<p>この規定を新設することは良いことであるが、原案は、事柄の内容を明確にするため、次の通り訂正されるのが望ましい。</p> <p>(原案)「当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは販売してはならない」</p> <p>(訂正後)「当該有価証券等について、経済的合理性・同必要性を十分に検討すると共に、同有価証券等に適合する顧客層（の諸特性）を明確にし、明確な適合（顧客）層を特定/想定できないものは、販売してはならない」</p>	
40	第3条 第3項	<p>合理的根拠適合性について「適合する顧客が想定できないもの」とはどういうことか。例を用いて説明願いたい。</p>	<p>合理的根拠適合性は、勧誘しようとする有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを求める考え方</p>

項番	該当条文	意見	考え方
			<p>す。</p> <p>よって、「適合する顧客が想定できないもの」とは、顧客属性並びに金融資産の状況、投資経験、リスク許容度等を勘案して、合理的な根拠に基づき投資を行う対象顧客の範囲が想定できないものであると考えております。</p> <p>なお、合理的根拠適合性に関する考え方については、ガイドラインを御確認ください。</p>
41	第3条 第3項	<p>「協会員は～販売してはならない」とあるが、既存の顧客では想定できないが、新規に適合する顧客を開拓することを前提に取扱を開始する事は問題ないという理解で良いか。</p>	<p>合理的根拠適合性は、勧誘しようとする有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを求める考え方です。</p> <p>よって、既存の顧客であるか新規の顧客であるかを問わず、販売しようとする有価証券等が一定の顧客にとって投資対象として合理性を有するか否かを検証し、その結果、合理性を有すると確認できる場合は、取扱うことに問題はないと考えます。</p> <p>なお、合理的根拠適合性に関する考え方については、ガイドラインを御確認ください。</p>
42	第3条 第3項	<p>適合する顧客が想定できる有価証券等というのは、その想定される顧客の範囲が極めて限定的であってもよいことをガイドライン等に明示していただきたく存じます。</p>	<p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、合理的根拠適合性に関する考え方については、ガイドラインを御確認ください。</p>
43	第3条 第3項	<p>「合理的根拠適合性」とは、その商品の商品性を鑑みて、対象顧客を各社の社内規則などで定めることが求められると解釈してよろしいでしょうか。また、金融庁公表資料において「その参照対象</p>	<p>「合理的根拠適合性」は勧誘しようとする有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを求める考え方です。</p>



項番	該当条文	意 見	考 え 方
		となる株価指数等の変動率との対比で、商品の利回りが適切な水準かどうか等、商品の適切性」との表現がありますが、具体的な数値基準などが明示される可能性はありますでしょうか。	<p>なお、御質問にある社内規則については、定めることを義務付けているわけではありませんが、適切に対応する一つの方法として考えられます。</p> <p>確認すべき事項や考え方については、ガイドラインを御確認ください。</p>
44	第3条 第3項	有価証券の特性やリスク等を十分に把握するために、有価証券の特性やリスクを類型化することになると考えるが、その分類方法は、「複雑な仕組債の判定表」を参考にすればよいか。また、仕組債以外の商品については、どのように判断すればよいか。判定表の位置づけ如何で、考え方や対応方法が変わるものと考えている。	<p>合理的根拠適合性に係る社内審査に当たって「複雑な仕組債の判定表」をその一助とされることを妨げるものではありませんが、合理的根拠適合性はあくまでも当該有価証券等を販売する協会員において審査及び判断するものであると考えております。</p> <p>合理的根拠適合性に関する考え方については、ガイドラインを御確認ください。</p>
45	第3条 第3項	規則改正案の合理的根拠適合性原則には、商品性自体にかかわる問題（期待できるリターンに比べて過大なリスクを投資家に負担させる商品ではないか）と、狭義の適合性の問題（そもそも、当該商品を販売してはいけない投資家がいるのではないか）を含むと思われる。このように、異なる問題を一つの基準で解決しようとしているため、「合理的根拠適合性」基準自体が分かりにくいものとなっている。両者を分けて規定すべきではないか。	合理的根拠適合性については、ガイドラインの中で、「合理的根拠適合性」とは、どのようなことを指すのか等について、記載しております。ガイドラインを御確認ください。
46	第3条 第3項	金融庁においてプロ向社債市場新設の検討が進められていると聞いているが、プロ向商品の検討においては「プロ向けである」旨の確認で足りると考えていいか。	御質問の「プロ向け商品」の詳細が明らかではありませんが、プロ向け商品であるとしても、販売業者として、商品の内容を把握しなくても良い訳ではなく、当該プロ向商品の販売対象となり得る顧客の属性などを踏まえた、確認は、必要であると考えます。

項番	該当条文	意見	考え方
47	第3条 第3項	投資家属性把握の重要性がますます高まり、現に各協会員は顧客カードの充実に努めているところである。しかし、投資家の自主申告に依存する部分もあり、その精度にはなおバラツキが残ると推測する。今回の協会規則変更は、各協会員が現に把握している投資家属性に基づいて「合理的根拠適合性」を判断することで足りると理解していいか。	「合理的根拠適合性」と「顧客適合性」は同一のものではありません。「合理的根拠適合性」の確認の結果、当該有価証券等の販売対象となる顧客の範囲を定めた場合は、販売を行おうとする顧客がその範囲に属しているかについて別途検証する必要があると考えます。
48	第3条 第3項	合理的根拠適合性の検証にあたり、発行体、参照企業等の信用リスクの大小を検討するに当たっては、当該発行体の信用格付に基づいて行うことでよいか。	合理的根拠適合性の検証においては、販売しようとする有価証券等に係る信用リスクを観点の一つとすることが考えられますが、その場合、当該有価証券等の発行体に限らず、当該有価証券等の価格や利率に影響を与える可能性のある企業等の信用リスクは全て検証する必要があると考えます。 なお、その一環において信用格付を用いることも否定されませんが、信用格付に過度に依存することは望ましくないと考えます。
49	第3条 第3項	合理的根拠適合性の検証にあたり、当該有価証券の特性の一つとして検討すべき事項として当該有価証券等の取引に当たってのコストが考えられるが、当該有価証券の価格に含まれており、顧客が直接支払うものでない場合は本条に基づく検証の対象となるのか。	合理的根拠適合性の審査においては当該有価証券等の取引等における費用とパフォーマンスについて検証する必要があると考えます。 ガイドラインを御確認ください。
50	第3条 第3項	「勧誘における適合性原則の徹底」の趣旨であるため、インターネットバンキングでの取引や新聞広告などで得た情報による顧客から購入の申し込みを受け付けた場合は、本条の対象外という認識でいいか。	御質問の趣旨が明らかではありませんが、「合理的根拠適合性」は販売しようとする有価証券等が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを求める考え方です。

項番	該当条文	意見	考え方
			<p>勧誘及び販売の方法の如何にかかわらず、「合理的根拠適合性」は、全ての有価証券の取引及びデリバティブ取引が対象となります。</p>
●勧誘開始基準			
51	第5条の2	<p>改正案には、店頭デリバティブ取引に類似する複雑な仕組商品（以下、仕組商品という。）について、「合理的根拠適合性の原則」ならびに「勧誘開始基準の基準」を新設するとありますが、「勧誘開始基準」の内容の決定は協会員に委ねられており、今後どのような対応が行われるのかが不明です。具体的な基準案を示したうえで意見を募るのでなければ、意見を申し上げることはできません。形式的な対応に終わってしまい、実効性を欠くことになるのではないかと懸念されます。</p>	<p>勧誘開始基準については、ガイドラインの中で、顧客の年齢・取引経験、顧客の財産の状況や投資目的・投資方針などの要件を踏まえた基準を作成する必要性がある旨、記載しております。ガイドラインを御確認ください。</p>
52	第5条の2	<p>単に勧誘開始基準を定めるよう求めるだけでは、規制の意味がありません。どのような内容の開始基準を定めるよう求めるのかを、明示すべきです。その際は、米国のFINRA（旧NASD）の規制は参考になると思います。そこでは、オプション取引口座を有する顧客にのみ販売する、という例を挙げており、そのように規定しない場合は、それに換わるような（つまり、同レベルの）開始基準を設けることを求めています。</p>	
53	第5条の2	<p>ここでは勧誘開始基準を定めるよう求めています。どのような内容の開始基準を定めるよう求めるのかを具体的に明示すべきです。</p> <p>その際は、米国のFINRA（旧NASD）の規制が参考になると考えます。</p>	

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>ちなみに、そこにおける規制では、「オプション取引口座を有する顧客にのみ販売する」という例を挙げており、そのように規定しない場合は、それに換わるような（つまり、同レベルの）開始基準を設けることを求めています。</p> <p><b>【理由】</b> 単に勧誘開始基準を定めただけでは、規制の意味がありません。どのような内容の開始基準を定めるよう求めるのかを具体的に明示してはじめて規制の意味があります。</p>	
54	第5条の2	<p>この規定を新設することは良いことであるが、原案のハ項については、高木証券事件の先例をも踏まえ、次の通り訂正されるのが望ましい。</p> <p>（原案）レバレッジ投資信託に係る販売 （訂正後）レバレッジ投資信託およびそれに類似する「みなし有価証券」に係る販売</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本協会における自主規制の対象には、「みなし有価証券」が含まれておりません。</p>
55	第5条、第6条の2、第8条及び第10条	<p>第5条において定義されている特定投資家を、別途、第2条において、例えば「一定の特定投資家」として定義し、第5条の記載を、「協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（一定の特定投資家を除く）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。」としてはどうか。</p> <p>それとともに、第6条の2、第8条及び第10条において「顧客」を、「顧客（一定の特定投資家を除く）」と記載してはどうか。</p>	<p>いただいた御意見の構成とすることも考えられますが、今回は、規則案どおりといたします。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p><b>【理由】</b></p> <p>現行案では、第5条の記載が極めて読み難いため。また、第5条の中で、第6条の2、第8条及び第10条における顧客の定義を記載しているが、これでは第6条の2、第8条及び第10条のそれぞれを個別に読んだ場合に、「顧客」の定義の解釈を誤る可能性が高い為。</p>	
56	第5条の2	<p>当該勧誘規制は、訪問・電話によるものの他「協会の本店、その他の営業所又は事務所において行うもの」も対象とされている。後者は、法令上不招請勧誘として禁止される行為類型には含まれていないと理解しているが、何故に対象範囲を拡大することとしたのか。来店投資家に関しては、勧誘受諾意思確認にとどめるべきではないか。</p>	<p>第5条の2は不招請勧誘禁止を定義しているのではなく、勧誘開始基準を定めるに当たっての「勧誘」の適用範囲を示しているものです。</p> <p>本条に規定する取引等は仕組の複雑性や価格の変動性の観点から、一定の理解力やリスク許容度を有する顧客を対象とすべきと考えられるため、来店された顧客であっても、当該顧客からの要請がない場合には勧誘開始基準の適用対象とする必要があると考えております。</p>
57	第5条の2	<p>「未決残高を有する者」は、法令上も不招請勧誘禁止の例外とされているが、本規則案にはその旨が明示されていない。各社の作成する基準にこの旨を盛り込むことが許されると解釈していいか。</p>	<p>第5条の2は不招請勧誘禁止を定義しているのではなく、勧誘開始基準を定めるに当たっての「勧誘」の適用範囲を示しているものであります。</p> <p>なお、各協会員が第5条の2に規定する取引等の勧誘開始基準を設けるに当たって、投資経験その他の観点から基準の一項目として「未決残高を有する者」という基準を設けることは考えられません。</p>
58	第5条の2	<p>勧誘開始基準において、形式的な基準によるほか、諸般の事情を斟酌して個別に承認できる基準も用意したいと考えるが、このような柔軟な基準設計も許容されると考えていいか。また、後者の場合、規則に定められる義務以上の義務</p>	<p>諸般の事情が何を意味している明らかではありませんが、個別に承認できる基準を作成することにつき、妨げるものではありません。</p> <p>ただし、あまりにも具体性を欠く基準やどのような顧客でも満たすこととな</p>

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		(例えば勧誘受諾意思確認義務)を課す必要はないと考えているが、この理解でいいか。	る基準では、今般の改正の趣旨に反することとなると考えます。 勧誘開始基準の策定に関しては、ガイドラインを御確認ください。
59	第5条の2	<p>勧誘開始基準の中に、勧誘してよいか否かを顧客に事前に尋ねることや、顧客から他の業者との取引の申告を求めるとを含めることは問題がないという理解でよいか。Q&amp;A や説明会で明確にしていきたい。</p> <p><b>【理由】</b> 平成22年12月21日付で金融庁が公表したパブリック・コメント結果のNo.76には、左記に該当する行為に否定的なコメントが記載されているが、「勧誘開始基準」は「不招請勧誘の禁止」ではないので、事前に顧客に尋ねたり情報の提供を受けた上で、更に勧誘を行うか否かを決定することには意味があると思われることから、問題がないことを確認したい。</p>	<p>勧誘に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、勧誘開始基準を判断する上で、必要な情報を顧客に確認することを妨げるものではありませんが、御質問にある個別の取引に関し、顧客に対して勧誘してよいかを尋ねる際に当該取引の説明(勧誘)を伴わずに行うことは困難ではないかと考えます。</p> <p>ただし、顧客の要請により、取引の説明を妨げるものではありません。</p> <p>勧誘開始基準の策定に関しては、ガイドラインを御確認ください。</p>
60	第5条の2	<p>勧誘開始基準と取引開始基準の関係について、勧誘開始基準を満たすものの、取引開始基準を満たさずに約定できないというケースも十分に起こり得るという認識か。</p> <p>それぞれの意味するところだけではなく、お互いの関係についても明示してほしい。</p>	<p>御質問の趣旨が明らかではありませんが、勧誘開始基準と取引開始基準の双方を導入した場合には、御理解のとおりです。</p> <p>なお、規則上で明示している取引開始基準の対象取引と勧誘開始基準の対象取引は異なっており、双方導入することを求めているものではありません。</p>
61	第5条の2	<p>第5条の2の「勧誘」の定義について</p> <p>当行で取扱いをしている複数の商品(今回の規制対象になる商品や規制対象にならない商品が混在して掲載されている)のラインナップを用いて</p>	<p>①について</p> <p>勧誘開始基準の対象となる取引の商品名・金利・期間・通貨・リスクがあることを紹介する行為は、勧誘をする行為に該当すると考えます。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>当行の商品群全体像を紹介することがある。商品群の一例として規制対象商品の簡単な紹介(商品名・金利・期間・通貨・リスクがあること、程度)を行う場合は、勧誘に該当しないと理解してよいか。</p> <p>勧誘の定義として、「顧客の売付けにかかるもの」は含まれるのか。</p>	<p>なお、規制の対象となる商品とならない商品とが一群として取り扱われる場合であっても、規制の対象となる商品について規制の適用が除外される訳ではありません。</p> <p>②について</p> <p>取引開始基準は、販売の勧誘を行うに当たって定めることを求めているものであり、当該販売の定義は、第3条第3項で定義しております。</p>
62	第5条の2	<p>第5条の2の「勧誘開始基準」の対象について</p> <p>当行からの勧誘がなく、パンフレットやHP、広告を見て、顧客が自らの意思でインターネット取引サイトにアクセスして、顧客が今回の規制対象になる商品を購入する場合は、勧誘開始基準の対象外と考えてよいか。</p> <p>当行からの勧誘がなく、パンフレットやHP、広告を見て顧客が自発的にコールセンターに架電し、今回の規制対象になる商品を購入する場合は、勧誘開始基準の対象外と考えてよいか。</p>	<p>勧誘に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、第5条の2の「勧誘」を行うことなく行う取引には、勧誘開始基準を適用する必要はありません。</p>
63	第5条の2	<p>「勧誘における適合性原則の徹底」の趣旨であるため、インターネットバンキングでの取引や新聞広告などで得た情報による顧客から購入の申込みを受け付けた場合は、本条の対象外という認識で良いか。</p>	<p>勧誘に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、第5条の2の「勧誘」を行うことなく行う取引には、勧誘開始基準を適用する必要はありません。</p>
64	第5条の2	<p>新聞、雑誌、インターネット等の商品広告を見て、自らの意思で店頭に来店あるいは営業員に訪問を要請した投資者については、「不招請勧誘」に当たらない旨を本条文中に明記して欲しい。</p>	<p>第5条の2は不招請勧誘禁止を定義しているのではなく、勧誘開始基準を定めるに当たっての「勧誘」の適用範囲を示しているものです。</p> <p>勧誘に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p><b>【理由】</b> 新聞、雑誌、インターネット、店頭ポスター等の商品広告を見て、自らの意思で店頭に来店あるいは営業員に訪問を要請した場合については、当該販売について、顧客は勧誘を要請していると考えるのが一般認識と判断できることによる。</p>	<p>べきものと考えます。 なお、御質問の「自らの意思で店頭に来店あるいは営業員に訪問を要請した」投資者が販売に係る勧誘を要請しているとは一概に言えないと考えられますが、第5条の2の「勧誘」を行うことなく行う取引には、勧誘開始基準を適用する必要はありません。</p>
65	第5条の2	<p>第3条では「販売してはならない」とあり、本条では「勧誘を行ってはならない」とあるので、本条の趣旨は第3条で「販売可能」と判断した各有価証券等について、それぞれ「勧誘開始基準」を定めるといふ理解で良いか。</p>	<p>御質問のとおり、第3条で「販売可能」と判断した第5条の2の規制対象となる取引については、それぞれ「勧誘開始基準」を定めることとなります。</p>
66	第5条の2	<p>平成20年2月21日付「金融商品取引法の疑問に答えます」（金融庁・証券取引等監視委員会）の「質問1」の回答で、「一律に高齢者にはリスクの高い商品を販売しないなどの対応をとることは、必ずしも制度の趣旨に合いません。」とあり、当社は一定年齢以上の顧客への投資商品「勧誘」のみ「一律禁止」としているが、本条の「勧誘開始基準」も、あくまでも「勧誘」についての基準で、顧客からの要請による商品説明等を排除する趣旨ではないと考えるが、その理解で良いか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
●注意喚起文書			
67	第6条の2	<p>仕組み商品について、不招請の勧誘が禁止されていないことを明示するのは、リスクを過小評価させる恐れがあるので反対です。そもそも仕組み商品について不招請の勧誘が禁止されなかったこと自体が問題ですが、そのことは別にしても、このような安全宣言をするような</p>	<p>御意見を踏まえ、「不招請勧誘規制の適用がある場合にあっては、その旨」に修正いたします。</p>



項番	該当条文	意見	考え方
		<p>注意喚起文書は消費者にとっては混乱要因になります。</p>	
68	第6条の2	<p>第6条の2第2項では、「不招請勧誘規制の適用の有無」について注意喚起文書に明瞭かつ正確に表示しなければならないとされていますが、仕組み債について、不招請の勧誘が禁止されていないことを明示することには、反対です。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>仕組み債について、不招請の勧誘が禁止されていないことを明示するのは、リスクを過小評価させる恐れがあります。</p> <p>この点については、そもそも仕組み債について不招請の勧誘が禁止されなかったこと自体が問題ではありますが、そのことは措くとしても、このような形で注意喚起文書に表示を求めるのであれば、それは逆に安全宣言をするようなものであって、注意喚起文書としては意味がありません。</p>	
69	第6条の2	<p>注意喚起文書は、なによりも、顧客にとって意味がある情報を、顧客が身にしみて理解できることを第一に作成することが必要です。例えば、ここに列挙されている各取引の最大損失額等を、具体的な数字で示せば（例：100万円の取引が0になる可能性、-20万円になる可能性等）、顧客にとって十分意味ある・身にしみて理解できる注意喚起文書になると思います。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、最悪シナリオを想定した想定損失額の説明等については、改正案第3条第4項で義務付けることを考えております。</p> <p>具体的には、当該条文の「重要な事項」について、ガイドラインに記載しております。これにより説明の徹底を図ることを考えております。</p> <p>ガイドラインを御確認ください。</p>
70	第6条の2及び第8条	<p>改正案には、顧客に対する注意喚起文書の交付・説明や顧客からの確認書の徴求を徹底するとあります。まず、このよ</p>	<p>御指摘のとおり、注意喚起文書については、顧客に対して申込みに際して慎重に対応してもらおうという趣旨が含まれ</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>うな文書が勧誘者の免責に用いられるのではないかとの不安を抱かずにはおられません。このような文書は、顧客に対して購入申し込みに際して慎重になることを求めるという程度の趣旨であるならば一定の意味があるのかもしれませんが、説明責任を果たしたという証拠として利用されるとするならば、それは極めて危険なことと考えます。なぜならば、そもそも、仕組商品について実際に紛争になっているケースを見ますと、合理的な投資判断ができる投資家ならば買わなかったであろうと思われるものが大半です。このような投資家は注意喚起文書や確認書の意味そのものが理解できない可能性が高いと思われます。貴協会ならびに協会の皆様には、「顧客の中には、説明責任を果たせばリスクが移転するという大前提が通用しない者が数多くいる」という現実をしっかりと認識いただいたうえで、このような文書の交付、徴求をお願いしたいと思います。</p>	<p>ております。</p> <p>また、確認書については、顧客に対し形式的に確認させるだけで終わるといったことがないよう、顧客への説明の過程で確認を得るようにするなど、商品の特性や協会の実情に応じて、顧客が説明内容を十分理解し、自らの判断に基づき取引を行うこととなるよう留意する旨、周知徹底を図りたいと考えております。</p>
71	第6条の2 第1項	<p>注意喚起文書については、交付を受けなければならない書類が多すぎるとの顧客からの苦情を避けるためにも、市場デリバティブについては契約前交付書面と一体型で交付できるよう、先物・オプション取引の契約締結前交付書面（参考様式）の改訂をご検討いただけないか。</p>	<p>注意喚起文書は、協会による法令等を遵守した適切な対応を確保する観点から交付することを求めているものであり、投資者に簡潔に理解いただくことを目的としておりますので、基本的には、独立した一枚の書面により、交付することを考えております。</p> <p>したがって契約締結前交付書面の文面の中に注意喚起文書に記載すべき事項を記載する方法は適当ではないと考えております。</p>
72	第6条の2	<p>本条で求められている注意喚起文書は、必要記載事項を満たしていれば、金商法で求められている契約締結前交付書面として交付することも構わないという理解でよいか。Q&amp;A や説明会で明</p>	<p>なお、例えば交付漏れを防止するために、契約締結前交付書面と注意喚起文書をホチキス止めして交付することを妨</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>確にさせていただきたい。</p> <p><b>【理由】</b>            契約締結前交付書面の記載事項と重複する項目もあることから、まとめて一つの書面としても良いのか、別途の書面の交付を求める趣旨なのか、両文書の関係を明確にさせていただきたい。</p>	<p>げるものではありません。</p> <p>ただし、この場合は注意喚起文書が最前面となるようにする必要があると考えております。</p> <p>また、目論見書に挟み込む場合は、表紙をめくった最初のページに挟み込み顧客に読まれるよう工夫する必要があると考えます。</p> <p>注意喚起文書の取扱いについては、ガイドラインを御確認ください。</p>
73	第6条の2	<p>該当性の判断を必要とする「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」及び「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に係る契約について、注意喚起文書交付義務の履行を担保するためには、交付漏れや顧客を徒に混乱させることのないような実務対応が必要であると考えます。具体的に言うならば、金商法第13条第1項において目論見書の作成義務が課されている有価証券については、投資信託協会等との調整により、交付目論見書との一体化を励行するといった対応が考えられるかどうか。</p>	
74	第6条の2	<p>第6条の2の注意喚起文書について、注意喚起文書、契約締結前交付書面、目論見書等をそれぞれ別の文書として位置づけつつも、例えば注意喚起文書、契約締結前交付書面、目論見書の順に合い綴りして、前から順に説明するなど各文書の交付・説明に漏れが無いよう工夫することは問題ないでしょうか。</p>	
75	第6条の2	<p>注意喚起文書を目論見書やリーフレット、契約締結前交付書面と一体交付することは可能か。</p>	
76	第6条の2	<p>「注意喚起文書」は契約締結前交付書面内にその内容を記載する方法は認め</p>	<p>注意喚起文書は、投資者にしっかりと理解いただくことを目的としておりま</p>

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		られず、必ず別紙として顧客へ交付しなければならないとの理解でよいか。	すので、基本的には、独立した一枚の書面により、交付することを想定しております。
77	第6条の2	注意喚起文書については、例えば、契約締結前交付書面に、注意喚起文書に記載すべき内容が明確に記載され、これがあらかじめ交付されていれば、注意喚起文書の交付があったものと認められるという理解でよいか。	
78	第6条の2	既存取引先についても平成23年4月以降新たに約定する際には必ず「注意喚起文書」を交付しなければならないとの理解でよいか。	基本的には、既存取引先についても、「注意喚起文書」を交付することとなります。
79	第6条の2	第1項本文に「同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合」とあり、第4項に「同種の有価証券等の販売に係る契約の締結を行った場合」とあるが、同種であるか否かは同条第1項各号により判断すればいいのか。もし商品ごとのリスク度合により判断するとなれば、各協会員ごとに判断が異なる可能性があるがそれでいいのか。「同種の有価証券」の範囲は、本条第4項によるロールオーバー適用の可否とも関連するので、明確にしたい。	「同種の内容の有価証券等」は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一つの目安として契約締結前交付書面における「同種の内容の金融商品取引契約」（金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第1項第2号）の「同種」の考え方を参考とすることが考えられます。 なお、第1項各号は、注意喚起文書の交付が必要な取引の範囲を規定しているものであり、「同種の有価証券等」を規定しているものではありません。
80	第6条の2	第1項の「同種の内容の有価証券等」とは具体的にはどのような項目が同一であればよいか。各社が独自に基準を定めてよいか。第4項の「同種の有価証券等」とは第1項の「同種の内容の有価証券等」とは定義が異なるのか。  【理由】 「同種の内容」と「同種」の違いや、	

項番	該当条文	意見	考え方
		それぞれの定義が不明確であるため、お伺いしたい。	
81	第6条の2	「同種の有価証券等」との表現があるが、この「同種」とは個々の仕組を指すのではなく、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」といった範囲を指すと認識してよろしいでしょうか。	
82	第6条の2	契約締結前1年以内に当該有価証券と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合再交付する必要はないとのことだが、「同種の内容の有価証券等」とは、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」であればすべて同種であると考えてよいか。あるいは、仕組債のタイプごとに区分けしなければならないのか。	
83	第6条の2	新規契約だけでなく、変更・解約契約についても第4項によるロールオーバーが適用されると考えていいか。	御質問の「変更・解約契約」がどのようなものであるか明らかではありませんが、当該「変更・解約契約」が販売契約に該当するもの（当該取引を新規に行う際に注意喚起文書の交付が必要な取引に該当する場合）である場合には第4項に該当すると考えます。なお、一般的には解約や決済取引は販売契約には該当しないと考えます。
84	第6条の2	注意喚起文書は契約締結前に交付すればよく、勧誘開始と同時に交付する必要はないとの理解でいいか。	御理解のとおりです。
85	第6条の2	注意喚起文書の記載事項に「不招請勧誘規制の適用の有無」とあるが、法令上の規制の有無を記載すべきか、それとも各協会の勧誘開始基準に基づく規制を記載する必要があるのか。	注意喚起文書には、法令における「不招請勧誘規制の適用」を記載します。 なお、他の御意見を踏まえ、「不招請勧誘規制の適用がある場合にあつては、その旨」に修正いたします。

項番	該当条文	意見	考え方
86	第6条の2	協会においてガイドライン及び注意喚起文書雛形を作成するとのことであるが、公表予定時期はいつか。各協会員とも、準備に相当の時間を要すると思われるので、できるだけ早期に公表していただきたい。	規則公布後速やかに公表する予定です。
87	第6条の2	「複雑な仕組債」に該当しない仕組債については、注意喚起文書の交付が不要であることを確認したい。	御質問の趣旨が明らかではありませんが、「複雑な仕組債に該当しない仕組債」が第6条の2第1項第3号に規定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」に該当しないのであれば御理解のとおりです。
88	第6条の2	契約締結前1年以内に注意喚起文書を交付している場合は、再交付の必要なしということであるが、例えば、1年に1回一斉送付している契約締結前交付書面に同封する場合も要件を満たすと考えてよいか。	注意喚起文書は、協会員による法令等を遵守した適切な対応を確保する観点から交付することを求めているものであり、投資者にしっかりと理解いただくことを目的としております。 交付のタイミングについては第6条の2第1項に規定するとおりとなりますが、今回の規則制定の趣旨に照らして交付方法を御検討いただく必要があると考えます。
89	第6条の2	注意喚起文書の交付について、交付記録を残すことまで求められるのか。	注意喚起文書の交付記録を残すことは規定しておりませんが、今回の規則制定の趣旨に照らして、確実に交付がなされる態勢の構築が必要となると考えます。
90	第6条の2	注意喚起文書の文面について、内容を変更することはできないと考えるが、見栄えをよくするための文字のフォントの変更はどの程度なら認められるのか。	フォントの種類や大きさまで詳細に規定するものではありませんが、「注意喚起文書」である趣旨に照らして第6条の2第2項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に記載することが必要となると考えます。

項番	該当条文	意見	考え方
91	第6条の2	「(以下の有価証券等の販売については) あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。」とあるが、レバレッジ投資信託は対象外という理解で良いか。	御理解のとおりです。
92	第6条の2	「前項に規定する注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。」とあるが、レバレッジ投資信託は対象外という理解で良いか。	御理解のとおりです。
93	第6条の2 第8条	決済のために行う解約取引や、ポジション解消を目的とする反対取引は「特定店頭デリバティブ取引等の販売に係る契約」に該当しないという理解で良いか。	「販売」について、第3条第3項において、「新規の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等を含む。」としております。 よって、御質問の解約取引やポジション解消を目的とする反対取引が、顧客の建玉を解消するために行う反対売買を指しているのであれば、その理解のとおりです。
●確認書			
94	第8条	<p>【顧客からの確認書の徴求】について</p> <p>この規定に先立って、顧客に対する「説明義務」を規定することが不可欠である。</p> <p>(例えば) ...確認書徴求規定の表現を借用すると</p> <p>「協会員は(中略)契約を締結しようとする時は、次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引等することができるに足る十分な説明を行わなければならない。(後略)」</p> <p>その上で、顧客から「確認書」を徴求することも必要であるが、その徴求に当たって、次の留意事項をも明記すべきで</p>	<p>今回の改正において、説明義務については、改正案第3条第4項で義務付けることを考えております。</p> <p>具体的には、当該条文の「重要な事項」について、ガイドラインに記載しております。これにより説明の徹底を図ることを考えております。</p> <p>ガイドラインを御確認ください。</p> <p>なお、確認書については、顧客に対し形式的に確認させるだけで終わるといったことがないよう、また、顧客への説明の過程で確認を得るようにすることなど、商品の特性や協会員の実情に応じて、顧客が説明内容を十分理解し、自らの判断に基づき取引を行うこととなるよう留意する旨、周知徹底を図りたいと</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>ある。</p> <p>(例えば)</p> <p>「協会員は、前記説明内容を確認した旨の確認書を徴求するに際しては、その記載項目をひとつずつ顧客面前で読み上げて項目毎に確認しなければならない。また、顧客の(確認した旨の)署名捺印が顧客の真意に基づいて行われるよう取り計らわなければならない。仮初にも、これを誘導してはならない」</p>	<p>考えております。</p>
95	第8条	<p>確認書に関しては、従来のように要件を満たす確認書を取ったことだけでは意味がなく、顧客が確認書の内容を、実質的に理解していることが必要だということ、そのためには、どういう手段を尽くすべきかという方法論にまで言及する一文を入れることが必要だと思えます。ちなみに、確認書にチェックを入れているが、実質がないという認定がなされている判決が出ています。こうした考え方が、急速に定着しつつあるように感じています。</p>	<p>確認書については、顧客に対し形式的に確認させるだけで終わるといったことがないよう、また、顧客への説明の過程で確認を得るようにすることなど、商品の特性や協会員の実情に応じて、顧客が説明内容を十分理解し、自らの判断に基づき取引を行うこととなるよう留意する旨、周知徹底を図りたいと考えております。</p>
96	第8条	<p>第8条においては、レバレッジ投資信託については確認書徴求の対象外となっているが、レバレッジ投資信託については、重要な事項の説明を行うものの、確認書までは不要との理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
97	第8条	<p>一定の期間を定めその期間内に同一の商品の販売に係る契約を締結する場合には、確認書の徴求を省略してもよいと考えるがどうか。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>短期間に同一商品に対する確認書を</p>	<p>御質問の「一定の期間」が明らかではありませんが、第2項及び第3項に規定する確認書は、同項各号に掲げる事項を説明し、顧客がそれを理解したことを確認するものであり、時間の経過とともに説明すべき内容が異なる可能性があることから、基本的に契約の都度徴求すべ</p>



項番	該当条文	意 見	考 え 方
		複数回差し入れるのは、顧客にとって利便性に欠けると思われるため。	きものであると考えます。
98	第8条	「複雑な仕組債」に該当しない仕組債については、確認書の徴求が不要であることを確認したい。	御質問の趣旨が明らかではありませんが、「複雑な仕組債に該当しない仕組債」が第8条第3項に規定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」に該当しないのであれば御理解のとおりです。
99	第8条	現在は、仕組債であることをもって確認書の徴求を行っているが、4月1日の規則実施後は、複雑な仕組債についてのみ確認書を徴求すればよいか。	御質問の趣旨が明らかではありませんが、既に確認書を徴求しているものについて、止める判断は、徴求することとした趣旨に照らし、各社において判断されるべきものであると考えます。
100	第8条	<p>確認書の徴求について、そのスキームやリスクの大きさから同一種類の仕組債に分類される場合は、2回目以降の契約においては、顧客の意向を確認のうえ確認書の徴求を省略できるものとしていただきたい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>仕組債の勧誘を行うに際しては、商品説明、リスクや想定損失額の説明等を行い、理解を得たことを確認のうえ販売を行っている。その証跡が確認書であるが、仕組債を初めて購入する顧客がいる一方で、商品性をよく理解し、リピーターともいえる顧客も数多くおり、そのような顧客にとっては、確認書への署名・捺印しての提出を負担に感じている顧客も存在する。</p> <p>今回、債券について、仕組債に該当するか否か、複雑な仕組債であるか否かといった分類がなされることになった。仕組債もそのスキーム、リスクの大きさに</p>	第2項及び第3項に規定する確認書は、同項各号に掲げる事項を説明し、顧客がそれを理解したことを確認するものであり、時間の経過とともに説明すべき内容が異なる可能性があることから、基本的に契約の都度徴求すべきものであると考えます。

項番	該当条文	意見	考え方
		より整理されることになったため、同一種類の仕組債については、顧客の意向を確認したうえであれば、契約の都度の確認書徴求を省略しても問題ないと考えするため。	
101	第8条	「確認書」は取引（約定）の前に1取引（1約定）につき1確認書を取入する必要があるのか。	御質問の「取引（約定）」がどの取引範囲を指しているか明らかではありませんが、取引等の販売に係る契約を締結する場合に契約ごとに確認書を徴求するものと考えます。
102	第8条	「融資取引」には、現金担保付有価証券貸借取引による現金担保の差し入れ（顧客から見た現金担保の受け入れ）は含まれるでしょうか。	当該規定はいわゆる優越的地位の濫用を防止する目的で規定しているものです。「融資取引」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般的には保証金・証拠金取引や有価証券貸借取引は該当しないものと考えます。
103	第8条	「協会員は…当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求するものとする。」とあるが、レバレッジ投資信託は対象外という理解で良いか。	御理解のとおりです。
104	第8条第2項及び第3項	第8条第2項および第3項で定める確認書は、日証協（自）22第24号で平成22年5月14日付で通知された、「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」での確認書を使用して問題ないと考えているがよろしいか。	御理解のとおりです。
●その他			
105	第27条	本条文に基づく貴協会作成の社内規程モデル「顧客管理に関する規程」を改正していただきたい。	対応を検討いたします。
106	第29条	【書面交付と確認書徴求の電磁的方法】	御意見の趣旨は、理解いたしますが、

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>について</p> <p>注意喚起文書の交付と確認書の徴求については「電磁的方法」に依ることなく必ず面談の上で交付徴収するものとするのが望まれる。事柄の重要性に鑑みると、<b>「電磁的な方法」</b>では安易に流れる傾向なしとしないことから、これが避けられるべきと考える。</p>	<p>一方でIT技術の発展の中で「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」の民間分野における電子商取引の促進という趣旨を踏まえ、金融商品取引法においても契約締結前交付書面等の交付を電磁的方法によることが認められているところであり、注意喚起文書の交付や確認書の徴求についても電磁的方法を認めることは適切であると考えます。</p>
107	第29条第2項	<p>「書面電磁的提供等規則」によれば、電子情報処理組織等を使用して確認書を徴求するためには、「協会員がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る」とされているが、「WEBによる契約（注文）に際し、確認書に記載すべき内容が表示された画面を顧客が確認し同意したことを示すログ記録を残す」等の方法によることも認めてほしい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>システム開発負荷を必要以上に高めず、確認書徴求と同様の効果を担保するため。</p>	<p>御質問の「WEBによる契約（注文）に際し、確認書に記載すべき内容が表示された画面を顧客が確認し同意したことを示すログ記録を残す」方法の詳細が明らかではありませんが、「書面電磁的提供等規則」第3条各号の規定に従っていただく必要があります。</p>
108	第29条第2項	<p>「確認書に記載すべき内容を網羅し確認していれば、カスタマーセンター等における電話注文記録の保存を以って、確認書の徴求に代えることができる」旨を明記してほしい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>上記の理由と同様。</p>	<p>書面又は第29条に規定する方法による徴求が必要と考えます。</p>
109	その他	<p>仕組商品に代表される複雑な投資商品に関わる消費者紛争を防ぐためには、</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>次のような対応も必要ではないかと考えます。</p> <p>(1) 仕組商品に関する消費者紛争の原因として、適合性の原則違反や勧誘者による説明の不足が指摘されることが多いように思います。それはそうなのですが、それ以前に、商品が複雑すぎて勧誘者自身が商品の仕組やリスクを正しく理解していない場合も多く見受けられます。貴協会において外務員資格を有する者に対する研修をされていると思いますが、仕組商品等の複雑な商品については一層の教育訓練が必要と思われる、できれば新たな販売資格の創設も検討されるべきではないかと思われま。また、教育内容についても、商品理解やデリバティブに関する知識習得に限らず、これらの商品に関する裁判例などを教材とするなどして、紛争発生の原因についての具体的な理解を促すような取り組みもされると、勧誘者の質的向上につながるのではないかと思われま。</p> <p>(2) 外務員資格に関連して、仕組商品は債券や投資信託の形態を採っていることから、第二種外務員資格しか持たないにもかかわらず仕組商品を勧誘販売させているケースを見受けます。仕組商品はデリバティブ等についての高度な知識と理解が必要であることを考えますと、第二種外務員資格しか持たない者はこれらの商品を販売勧誘する適格要件を欠く</p>	<p>なお、本協会における研修の現状は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕組商品等に対する研修について 仕組商品等、店頭デリバティブに関する研修については、例年、「証券業務基礎講座」や実務者を対象とした「コンプライアンス実務講座」等において実施しております。 同講座では、取引市場の概観を始め、各取引の仕組みや想定されるリスク等、営業員として必要な基本的知識について講義を行うとともに、商品を販売するに際して留意すべき取引慣行や禁止行為及び金融商品取引法、本協会規則等関連する法令諸規則について、実務的なケーススタディを適宜活用するなど具体的な講義を行っております。</li> <li>・裁判例等を教材とする研修について 協会研修においては、仕組商品やデリバティブ投信に係る苦情・あっせん事例、裁判事例を活用して、勧誘上の問題点やトラブル防止のポイント等を学習する研修を適宜実施しており、今後も継続する予定であります。 今回の御指摘を踏まえ、今後とも、仕組商品等に関する研修の一層の充実に取り組んで参ります。</li> <li>・外務員資格について 仕組商品等に関する外務員資格制度のあり方につきまして、今後検討して参ります。</li> </ul>

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>ことは明らかです。第二種外務員がこれらの商品の販売勧誘行為を行うことは禁止すべきと考えます。</p> <p>(3) 特に仕組債については、私募形式で資金を集めているケースが見受けられます。そのこと自体を否定するつもりはありませんが、私募の場合は目論見書の交付義務がなく、投資家に交付される資料が市場の目に晒されることがないことから、特定投資家あるいはそれに準ずる投資家に限定して勧誘が行われるべきと考えます。このような勧誘販売についても、貴協会として具体的な基準を設けられるべきと思います。</p> <p>(4) 顧客カードは適合性の原則の遵守の原点となる重要なものと考えますが、投資商品に関する消費者紛争の現場で、「そんなことは書いた覚えがない」とか「勧誘員に誘導された」という声を耳にすることがあります。顧客カードの内容の見直しとともに、顧客に記入させる際の勧誘者に対する注意基準等を設けることが必要ではないでしょうか。また、貴協会員は顧客カードの定期的な更新が義務づけられていると理解しておりますが、顧客の属性は時間の経過とともに確実に変化していくことを考えますと、協会員が顧客に対し更新の依頼をしたにもかかわらず顧客からの回答がない場合には、たとえ顧客が強い購入意向を示した場合であって</p>	

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>も、顧客カードの更新が行われるまでは購入申し込みを受け付けない等の慎重な対応をされることが望ましいと思われま</p>	
110	その他	<p>大阪地裁平成 22 年 6 月 26 日判決で、銀行が不招請勧誘で販売したノックイン型投資信託に関し、銀行員や支店長までが、「本件投資信託の投資対象や運用益についての知識は持ち合わせておらず、・・・その研修さえされていない」旨の事実認定がされたことは、衝撃でした。このような適合性の原則等以前の問題もあるのです。さらに、こうした判決が出た、類似の判決も相続いで出ている、そこでは、適合性の原則や説明義務等が形としてではなく、実質として判断されている、それらを超えて、指導・助言義務という新しい判決理論も生まれてきている等、事業者を見る社会の目も急速に変わってきています。こうした現実を踏まえ、危機感をもって、改正に取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>御指摘も踏まえ、今回、規則改正を行ったところであります。</p> <p>引き続き、本改正の趣旨なども含め、周知・徹底を図って参ります。</p>

以 上